

公告第9号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和6年4月12日

郡山市長 品川 萬里

第1 業務概要

- 1 業務名 令和6年度郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 4 提案上限金額
 - (1) 学習支援を行う者の派遣1回あたりに必要な経費
¥7,480円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - (2) 上記(1)以外の事業の実施に伴う管理等に必要な経費
¥3,981,780円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 郡山市内に本店、支店又は事業所を有するものであること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- 7 本業務に類似する業務（公共事業による学習支援事業に関する業務又は民間企業において同種の業務）の事業実績を有すること。

第3 実施要領及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

第4 担当部局

〒963-8025

郡山市桑野一丁目2番3号 郡山市子ども部子ども家庭課女性・ひとり親家庭支援係

電話 024-924-3341 FAX 024-933-6665

E-mail kodomokatei@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 期間 令和6年4月12日（金）から令和6年5月7日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）
- 2 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 3 場所 〒963-8025 福島県郡山市桑野一丁目2番3号
郡山市子ども部子ども家庭課（郡山市子ども総合支援センター3階）
- 4 方法 郵送又は持参にて提出
※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和6年5月7日（火）午後5時15分までに到着したものを有効とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 令和6年度郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 経費積算書（実施要領第4号様式）の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 委託候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和6年4月4日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者名及び次順位者名

- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の特定から契約締結までに「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書は郡山市が作成する。
- 5 支払について
 - (1) 学習支援を行う者の派遣1回当たりに必要な経費については、毎月の業務完了ごとに派遣の回数に応じて支払うものとする。
 - (2) 上記(1)以外の事業の実施に伴う管理等に必要な経費については、全ての業務完了後、一括で支払うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に関する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。